最終更新日：2015年6月26日
株式会社丸和運輸機関
代表取締役社長　和佐見　勝
問合せ先：048-991-1000
証券コード：9090
http://www.momotaro.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーに対する経営の透明性及び効率性を確保し、コンプライアンス経営の遂行と企業倫理に基づく事業活動を行っていくことが当社の使命であり、企業価値の向上と持続的発展を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 株式会社WASAMI | 2,620,000 | 32.79 |
| 和佐見　勝 | 2,176,030 | 27.23 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 330,000 | 4.13 |
| 丸和運輸機関社員持株会 | 268,772 | 3.36 |
| 株式会社マツモトキヨシホールディングス | 100,000 | 1.25 |
| 株式会社ダスキン | 100,000 | 1.25 |
| トーヨーカネツソリューションズ株式会社 | 100,000 | 1.25 |
| 立澤　勝美 | 75,000 | 0.94 |
| 日本証券金融株式会社 | 62,700 | 0.78 |
| 和佐見　清 | 57,602 | 0.72 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | 和佐見　勝 |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 陸運業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、また必要に応じて取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役会や監査室が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視します。
なお、将来において取引を行う可能性が生じた場合は、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の

妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議・決定し、少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 廣瀬　權 | その他 | | | | | | | | | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 廣瀬　權 | ○ | ――― | 廣瀬權氏は、警視庁副総監をはじめ要職を歴任され豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。<br>同氏は、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| | |

| | |
|---|---|
| 定款上の監査役の員数 | 5 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会うと共に、定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。また、内部監査部門である監査室より、当社グループにおける法令遵守、業務運営体制、リスク対策等の状況についての監査報告を受け、必要に応じ調査を求めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 藤原　俊彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 岩崎　明 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 藤原　俊彦 | ○ | ――― | 上場企業における経営者、幹部として長年の経験を有し、人格、識見ともに優れており、当社の社外監査役として適任と判断しているためであります。 |
| 岩崎　明 | ○ | ――― | 現在も経営診断や経営戦略指導を数多く行っていることから、幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しているためであります。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

従来の役員退職金制度を廃止するとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |

該当項目に関する補足説明

第1回新株予約権の発行数は46,400個、当社取締役8名、監査役2名、従業員75名及び当社子会社取締役15名、従業員27名を対象にしており、行使期間は平成26年11月18日から平成34年11月17日までとしております。
第2回新株予約権の発行数は16,500個、当社取締役4名、従業員75名及び当社子会社取締役2名、従業員15名を対象にしており、行使期間は平成27年3月28日から平成35年3月27日までとしております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役報酬の支給総額を開示しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会の開催にあたっては、事務局である関係会社管理部が招集通知を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて社外取締役及び社外監査役に事前説明を行っております。
また、社外監査役が常時職務の執行に関わる文書その他の情報を閲覧できるとともに、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べることができる体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ、機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役の経営に対する責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、迅速な意思決定と業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
監査役は、監査機能の強化を図るため、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、独立性の高い社外監査役を選任し、経営の意思決定における客観性を高め、取締役会での経営監督機能の強化を図っております。
監査役会は、定期的に開催し、監査の実施と情報共有、意思疎通を図っております。また、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。
監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、内部監査を実施し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用している理由は、当社グループの経営上の最大の武器である迅速な意思決定と決定機関の機動性、並びに客観的・中立的な経営の監視による経営の健全性を共に堅持するためであります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| その他 | 株主の皆様に当社の事業内容をより理解して頂くため、株主総会を当社本社にて開催しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 第2四半期決算及び本決算時発表後に説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページにIR情報ページを設け、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、決算情報、決算説明会資料、株主総会の招集通知、各種プレスリリースなどを掲載し、内容の充実に取り組んでおります。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する担当部署は経営戦略部とし、IR担当者を選任しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社の経営理念及び行動憲章等において、顧客や従業員をはじめとするステークホルダーに対し、その立場を尊重する旨を規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社では、低公害車の導入やエコドライブの推進、モーダルシフトの拡大等による環境負荷軽減や地域社会の活性化のための支援活動を行っております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(イ)当社グループはコンプライアンス体制の基礎として、「丸和グループ行動憲章」を定めるとともに、全役員及び全従業員が準拠すべき行動の規範として「丸和グループ行動ルール」を定め周知徹底を図ります。また、コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役並びに従業員が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。
(ロ)当社グループは、従業員が社内でコンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。
(ハ)業務執行部門から独立した監査室が、当社グループの法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。
(ニ)財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する規則等の定めに従い「財務報告基本方針」を制定し、これに基づく適切な業務運営を行います。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(イ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程及び文書管理規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。
(ロ)取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

(3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ)当社グループは、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。
(ロ)当社グループのコンプライアンスを確実に実行するため、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。
(ハ)重要な取引に関わるリスクについては、「見積・契約審査委員会」において、リスクの把握と対策の審議を行います。
(ニ)業務執行部門から独立した監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施します。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ)取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
(ロ)当社は、経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用します。代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行します。
(ハ)当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月１回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。

(5)当社子会社の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社への報告又は承認を必要とするほか、重要な事項については当社取締役会で承認することとします。また、株主総会及び取締役会等の記録、毎月の業績内容、その他重要な事項について当社へ報告することとします。

(6)監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
(イ)監査役の職務を補助すべき従業員の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。また、同従業員の任命、異動等人事権に係わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。
(ロ)監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役会に所属し、指揮命令系統は監査役とします。

(7)監査役に報告する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ)当社グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。また、当社子会社の役員又は従業員から同様の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告を行います。
(ロ)当社グループは、上記の報告を行った役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

(8)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ)監査役は必要に応じて、監査室と連携及び情報交換して職務にあたります。
(ロ)監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員等にその説明を求めます。
(ハ)監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。

(10)反社会的勢力排除のための体制
当社は、「丸和グループ行動憲章」及び「丸和グループ行動ルール」を遵守し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを宣言します。不当な要求に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社で定めた「丸和グループ行動憲章」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を遵守し、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

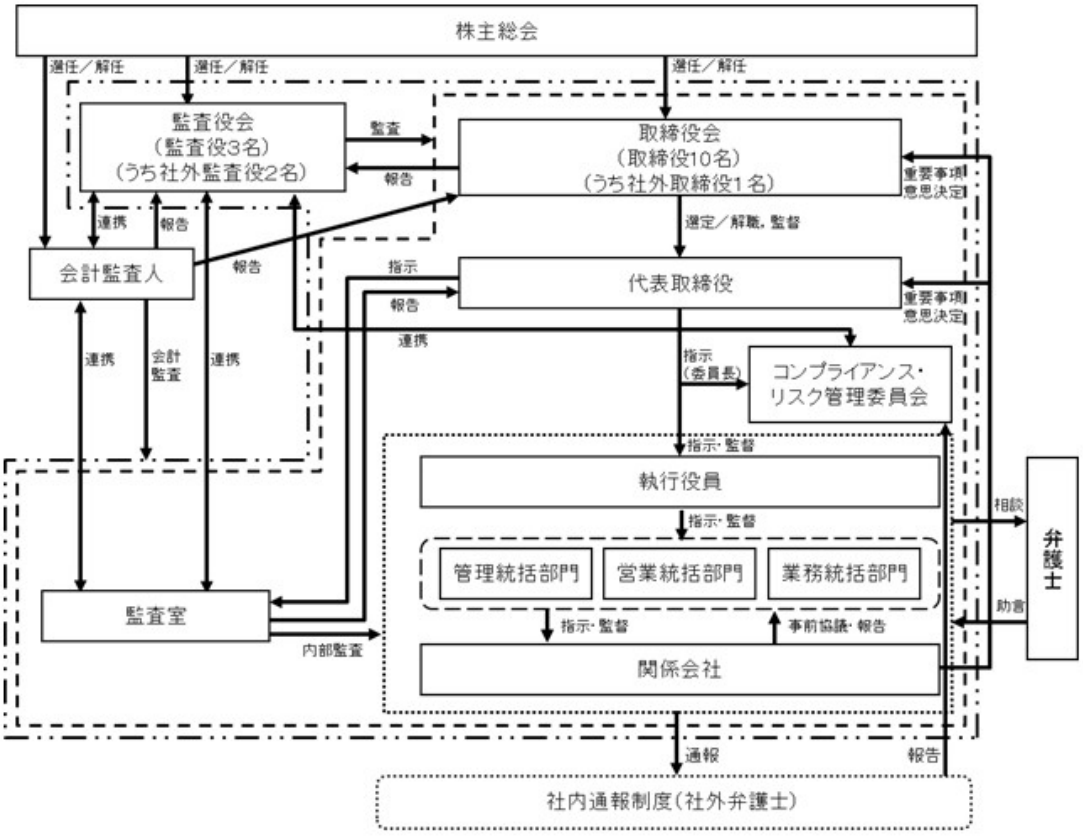
該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めた「コンプライアンスマニュアル」を制定し、それに基づき当社社長を委員長として、各部署より選任された委員で構成されるコンプライアンス委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討を行っております。また、リスク情報収集の観点から、「社内通報制度規程」に基づく当社の全役員及び従業員のためのヘルプライン（通報・相談窓口）を設置し、リスクファクターの早期発見に努めております。

【模式図(参考資料)】
コーポレート・ガバナンス体制概念図



【適時開示体制の概要（模式図）】

